

特 記 仕 様 書
(環境により良い自動車利用)

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37

条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に

関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であるこ

と。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は
写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。